

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第9条に定める都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「県総合戦略」という)を策定し、推進するに当たり、専門的な見地から意見を聴取するため、各界の有識者からなる埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下、「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次の事項について専門的な見地から意見を述べるものとする。

- (1) 県総合戦略の策定に関すること。
- (2) 県総合戦略の効果検証に関すること。
- (3) その他、県総合戦略に関し必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 有識者会議は、知事が選任した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故ある時は、予め委員長が指名する委員が委員長を代行する。

(有識者会議)

第5条 有識者会議は委員長が招集し、主宰する。

- 2 有識者会議の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、有識者会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 3 有識者会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 有識者会議に事務局を置き、その事務は、埼玉県企画財政部計画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成27年4月30日から施行する。